

琴平町立小学校・認定こども園再編整備配置方針の一部

琴平町・琴平町教育委員会

はじめに

令和 11 年度開校を目指し、令和 6 年 9 月 26 日より琴平町立小学校・認定こども園統合新築検討委員会において構造や建物配置、間取り等の検討を進める中で琴平町として令和 6 年 11 月 18 日開催の琴平町総合教育会議を経て、先に整備方針を決定すべき次の 2 点の整備配置方針を決定した。

記

1. 琴平町立統合小学校プール整備について

小学校プール整備については、自校内に設置しない場合は、児童をマイクロバスで移動しなければならないことや水泳授業の方針などの検討課題はある。しかしながら、近年のプール授業実施時期の気象状況やプール管理等教員の負担増を背景に全国的に民間業者へのプール授業の委託などをする自治体が増えつつある状況がある。

また、文部科学省初等中等教育局長とスポーツ庁次長の連名による令和 6 年 7 月 10 日付け 6 文科初第 885 号「学校における働き方改革に配慮した学校プールの管理の在り方について」の通知においても学校プールではなく、地域の公営・民営プールを活用して水泳授業を行うことも考えられるとされている。そこで、本町における小学校の将来のプール授業のあり方を考えた時、水泳授業を民間委託することで天候や季節に影響を受けず、専門のインストラクターの指導により泳力向上が図れるというメリットの方が児童にとって有益であると考えられる。

以上のことから琴平町立統合小学校内にプールを整備せず、本町内に唯一存在するヴィスポことひら温水プールを活用し、水泳授業を委託し、実施していく方向で進めていく。

2. 琴平町立統合小学校及び統合認定こども園の建物配置について

琴平町立統合小学校及び統合認定こども園の建物配置については、学校生活における児童の安全性や移動時の動線などを総合的に配慮し、小学校校舎を購入予定地の東南側に配置する。また、こども園舎も同様に園生活における園児の安全性や通園時における駐車スペースの確保や園舎と駐車場の距離、さらに小学校との併設のメリットを最大限生かすため、こども園舎を北西側に配置する。